



目 次

規 則	ペー
◎高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令（漁業管理課） （1・28掲示）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
○公共測量の実施の通知（用地対策課）	2
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	2
高知県教育委員会規則	
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	3

規 則

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第2号

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年高知県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

別記第4号様式中「@」及び「電話番号」を削り、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改め、同様式注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第1号様式から別記第3号様式までの改正規定及び別記第4号様式の改正規定（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第78号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年1月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年1月30日及び31日の間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年1月28日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第129号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ御座店
高知市北御座402番地2ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

(4) 変更年月日

令和3年3月1日

(5) 変更理由

設置者の商号、住所及び代表者並びに小売業者の商号、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年1月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」とい

う。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCMダイキ野市店
香南市野市町西野カノ丸1205番地1ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役	愛媛県松山市美

	小島 正之	沢一丁目9番1号
--	-------	----------

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号

(4) 変更年月日

令和3年3月1日

(5) 変更理由

設置者の商号、住所及び代表者並びに小売業者の商号、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年1月26日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
香南市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第131号

高知県土木部中央西土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和4年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

公共測量（基準点、水準点）

2 作業期間

令和4年1月27日から同年3月17日まで

3 作業地域

高岡郡日高村沖名

高知県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市愛宕山107番3	前	17.0	13
		17.2	
高知市愛宕山107番4	後	14.9	13
		15.1	

高知県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番30地先から幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番8地先まで	前	3.6	83
		34.4	
幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番30から幡多郡三原村成山字ウシコロビ354番8まで	後	5.4	83
		46.3	

教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月14日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第2号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表、2の表、3の表、4の表、5の表及び7の表並びに別表第2の表中「学習」を「探究」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。